

児童手当制度の改正

児童手当制度が4月1日(木)から改正される予定です。

支給対象年齢が現行の「就学前まで」から「小学校第3学年修了前まで(9歳到達後最初の年度末まで)」に変更されます。手当額(月額)は現行通り、第1・2子は5千円、3子以降は1万円。所得制限限度額も現行通りです。

対象年齢の児童がいる世帯には、請求書を送付しますので、期日までに返送するようお願いいたします。4月下旬に入っても請求書が届かない場合は、お住まいの区の区役所保健福祉サービス課へご連絡ください。

請求書を送付しますので、期日までに返送するようお願いいたします。4月下旬に入っても請求書が届かない場合は、お住まいの区の区役所保健福祉サービス課へご連絡ください。

【詳細】区役所(17階)の保健福祉サービス課



△特別児童扶養手当▽
 20歳未満の重度または中度の心身障がい児を養育している

△児童扶養手当▽
 ①離婚②未婚③父親が死亡・重度障がい者・生死不明・拘禁・児童遺棄の状態で、父親と生計を同じくしていない児童(18歳に達した年度末までの間にある児童または心身障がい児は20歳未満)を養育している母親または養育者に支給されます。ただし、所得限度額以上の方は支給が停止されます。

児童扶養手当・特別児童扶養手当の手続きを

会場市役所3階南東会議室。対象市内に居住する障がいのある方とその家族、支援者。
 【詳細】障害福祉課☎(21)2936

△心身・精神障がい者の交通費助成制度の手続き
 現在の「福祉乗車証」、「福祉タクシー利用券」および「自動車燃料助成券」の有効期限は3月31日(水)です。該当する窓口で更新の手続きをしてください。

【詳細】区役所(17階)の保健福祉サービス課

※両手当ても、支給要件に該当しなくなった場合には届け出が必要です。届け出が遅れると、さかのぼって手当をお返しいただく場合がありますのでご注意ください。

る方に支給されます。ただし、児童福祉施設に入所している場合は支給されません。また所得限度額以上の方は支給が停止されます。

方は車検証(写し可)か車両番号が分かるものを持参。
 △心身障がいのある方▽
 3月15日(月)～4月30日(金)にお住まいの区の保健福祉サービス課へ。

△災害遺児手当と入学支度資金を支給
 △災害遺児手当▽
 対象交通事故や労働災害、不慮の災害で父母を失った(重度の障がいを含む)義務教育修了前の遺児を扶養している方。
 手当額 1人につき月額2千500円。
 申込印鑑、戸籍謄本、世帯全

【詳細】区役所(17階)の保健福祉サービス課か地域保健課(保健センター内、ただし東区は☎(71)3211、南区は☎(58)5211)

△精神障がいのある方▽
 3月22日(月)から区の保健センターへ(3級の方は4月1日(木)から。現在の助成カードを使い終えてから申請)。
 対象精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方。

【詳細】区役所(17階)の保健福祉サービス課

△支度資金▽
 対象災害遺児手当の受給者で、4月に小中学、高校に入学または中学卒業後就職する児童を扶養している方。
 支給額 1人につき1万5千円。
 申込印鑑、入学・合格通知書か採用(内定)通知書などを持参し、3月1日(月)～25日(木)に区役所の保健福祉サービス課へ。

△戦没者等の妻への特別給付金の支給
 次のいずれかに該当する方は、平成18年10月2日(月)までに区役所で手続きを行うことで特別給付金が支給されます。
 ①平成5年4月以降に夫が亡くなり、15年4月1日現在で

【詳細】区役所(17階)の保健福祉サービス課

訪問指導員の登録者募集
 加齢や障がいなどのため自宅で療養している40歳以上の方とその家族を訪問し、療養・介護方法などを指導します。
 対象55歳未満の健康な保健師・看護師で、実務経験3年以上、離職後10年以内の方。
 申込随時電話。
 申込先・詳細 在宅福祉サービス協会☎(27)4020

公務扶助料や遺族年金などを受ける権利を有する方。
 ②平成8年に最終償還を終えた戦傷病者の妻への特別給付金を受けていた方で、夫が平成5年4月～8年9月の間に亡くなり、15年10月1日現在で公務扶助料や遺族年金などを受けられる権利を有する方。
 このほか、戦没者等の妻への特別給付金を受けていた方で、15年に最終償還を終えた方は改めて手続きを行うことにより、継続して支給される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

【詳細】区役所(17階)の保健福祉サービス課



健康

精神保健福祉研修

精神障がいに対する理解を深めるための講演とシンポジウムです。
 日時 3月14日(日)午後1時～5時。

会場 厚生年金会館ホテル(中央区北1西12)。
 定員 50人。

申込 3月11日(木)から電話。(先着)ファクスも可(上欄必要事項を記入)。

申込先・詳細 市社会福祉協議会☎(61)3344、FAX(61)1109

【詳細】区役所(17階)の保健福祉サービス課